

下関市立大学履修登録の変更手続きに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下関市立大学履修規程（平成19年規程第57号）第18条の規定に基づき、履修登録の変更手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

(履修登録の変更)

第2条 履修登録の変更は、学年暦に定められた登録期間内であれば、何度でも行うことができる。

(履修の取消し)

第3条 履修登録期間中に履修登録を行った科目について、受講目的が達成されないなどの理由がある場合は、履修を取消すことができる。

2 履修の取消しは、各学期の定められた履修取消し期間に履修取消届出書（別記様式）を提出することにより行う。

3 第1項の規定により履修を取消した場合において、当該履修の取消しをした科目に替え、新たな授業科目の履修登録はできない。

附 則

この要綱は、平成27年5月27日から施行する。

別記様式

年 月 日

あて先

下関市立大学長

経済学部 _____ 学科

学籍番号 _____

フリガナ

氏 名 _____

履修取消届出書

下関市立大学履修登録の変更手続きに関する要綱第3条に基づき、履修登録した科目の取消しを申請いたします。

履修取消科目名	担当教員名	曜日	時限	単位数